



目 次	ページ
高知県教育委員会規則	
◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (3・31揭示)	1
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (〃)	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令 (3・31揭示)	2
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 (〃)	2
◎高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令 (4・1 揭示)	2
◎高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 (〃)	3
高知県教育委員会告示	
○指定技能教育施設の所在地の変更の届出 (教育委員会事務局高等学校課)	
	(3・31揭示) 6
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 (4・1 揭示)	6
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令 (〃)	8
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令 (〃)	8

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第8号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「次条第2項において同じ」を「以下同じ」に改め、同項第3号中「に限る」を「に限る。以下同じ」に改める。

第3条第2項中「に所属する教職員について、当該市町村立学校等」を削り、「当該教職員が」を「当該市町村立学校等に所属する教職員が」に、「認めるときは」を「認めるときは、当該教職員について」に改める。

第4条第1項中「第8条」を「第12条」に改める。

第6条第1項中「第8条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に、「という」を「という。」（第10条第3項第1号に規定する場合を含む）に改め、同条第5項中「行ったとき」を「行ったとき（第10条第3項第1号に規定する場合を含む。）」に改める。

第7条の見出しを「（改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定後の措置）」に改め、同条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 県費負担教職員（地教行法第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）にあつては、次のいずれかの措置
ア 地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る当該市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に転任させること。
イ 地教行法第40条の規定に基づき、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き県教育委員会の任命に係る他の市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に採用すること。

ウ 地教行法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員にあつては、同項の規定に基づき、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員（教特法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の職を除く。）に採用すること。
（2） 県立学校に所属する教職員にあつては、地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に転任させること。

第7条第2項を次のように改める。
2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置（免職に限る。）をとろうとするときは、当該教職員から県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）への採用又は転任の希望を聴取し、当該常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した教職員については、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するものとする。

第7条第3項中「決定したとき」を「決定したとき（第9条及び第11条第4項に規定する場合を含む。）」に改める。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（実証研修）

第8条 県教育委員会は、前条第2項の規定による検討のため必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職を除く。次条及び第10条において同じ。）への採用又は転任を希望した教職員に対し、当該常時勤務を要する職に係る適性、知識等に関する資料（以下「資料」という。）を得るための研修（以下「実証研修」という。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、実証研修を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該教職員に通知しなければならない。

（実証研修の結果に基づく判定）

第9条 県教育委員会は、前条第1項の規定に基づく実証研修を終了した教職員については、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定した上で、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。
（特例措置）

第10条 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適当と認めるときは、実証研修を行うことができる。この場合においては、当該実証研修の実施に必要な期間中は、当該指導を要する教職員に対する改善研修は行わないものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定に基づき実証研修を行う場合について準用する。

3 県教育委員会は、第1項の規定に基づく実証研修が終了したときは、当該実証研修を終了した指導を要する教職員について、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定するとともに、改善研修の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。
（1） 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定
（2） 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることを決定

4 第1項の規定に基づく実証研修を終了した指導を要する教職員については、第7条第2項の規定は適用しない。

5 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、第3項第2号に掲

げる決定を行ったときについて準用する。

（教員等への採用又は転任の選考）

第11条 県教育委員会は、第7条第2項の規定による採用又は転任の希望の聴取において、当該聴取を受けた教職員が県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職に限る。次項において同じ。）への採用又は転任を希望した場合であつて、適当と認めるときは、当該常時勤務を要する職への採用又は転任に関し、教育長による選考（教特法第11条の規定による選考をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適当と認めるときは、教育長による選考を行うことができる。

3 第8条第2項の規定は、前2項の規定に基づき選考を行う場合について準用する。

4 県教育委員会は、第1項の規定に基づく選考を行った教職員にあつては当該選考の結果に基づき、第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員にあつては当該選考の結果を考慮して、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

5 第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員については、第7条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第9号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「及びその内部組織」を削り、同条第1項中「生涯学習課」を「生涯学習課、全国生涯学習フォーラム推進課」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「第2条第1号」を「第2条第2号」に改め、「、新潟県上越市、兵庫県加東市」及び「及び愛媛県松山市」を削る。第11条後段を削る。

第12条第6号中「小中学校」を「市町村立の小学校及び中学校」に改める。

第14条第6号中「特別支援教育の」を「特別支援教育に関する」に改める。

第15条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「他の課」を「幼保支援課」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1号を加える。

（全国生涯学習フォーラム推進課）

第15条の2 全国生涯学習フォーラム推進課の分掌事務は、全国生涯学習フォーラムに関する事務とする。

第19条第1項第3号中「小中学校における」を「小中学校の」に、「学校教育の」を「教育に関する」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第2項中「前項第4号及び第12号」を「前項第4号及び第11号」に改める。

第23条第1項第9号から第11号までを削り、同項第12号を同項第9号とし、同条第3項に次の5号を加える。

（5） 教職員の職能に応じた研修（管理職等研修）に関すること。

（6） 情報教育に関する専門的事項の指導に関すること。

（7） 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

（8） 教職員の教科研究の支援に関すること。

（9） 学校図書館の支援に関すること。

第37条の表教育企画監の項及び室長の項を削る。

第38条第1項の表課の項中「課長補佐」を「課長補佐（全国生涯学習フォーラム推進課を除く。）」に改め、同表教育政策課の項中「教育企画監」を削り、同表中「高等学校課」を「幼保支援課」に改め、生涯学習課全国生涯学習フォーラム推進室の項を削る。

第39条第1項の表教育センターの項中「部長」を「部長 企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



教育委員会訓令



高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「、課の内部組織である室の長（第5条におい

て「課内室長」という。）」を削る。

第5条の表本局の課長の項を次のように改める。

課長	企画監及び副参事（担当する事務に限る。）	課長補佐	
	課長補佐等（専門企画員にあつては、担当する事務に限る。）		
	課長補佐等を置かない課にあつては、課長があらかじめ指定した職員		

別表中「会計指導課」を「会計管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第3号

事 務 局

各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「教育次長」を「教育次長、子育て・親育ち推進監」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第8号

教 育 委 員 会 事 務 局

県 立 学 校

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第9号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第1項の規定により、指定技能教育施設の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成22年3月31日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

- 1 指定技能教育施設の名称
高知高等学院
- 2 指定技能教育施設の所在地
(変更前) 高知市知寄町二丁目4-13
(変更後) 高知市北本町二丁目8番21号
- 3 変更予定年月日
平成22年4月1日

教育長訓令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日(揭示済)

高知県教育長 中澤 卓史

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「、室長」を削る。
- 第6条第2号中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。
- 第7条第16号中「被服の貸与」を「被服貸与の制度」に改める。
- 第8条第5号中「削除」を「消除」に改める。
- 第12条の次に次の1条を加える。

(全国生涯学習フォーラム推進課長専決事項)

第12条の2 全国生涯学習フォーラム推進課長の専決事項は、全国生涯学習フォーラム高知大会に関することとする。

第13条の見出しを「(文化財課長委任専決事項)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

文化財課長への委任事項は、被服の貸与及び管理に関するこ

ととする。

別表の2の(13)のイの項中「広報広聴課長(総務部広報広聴課長)」を「文書情報課長(総務部文書情報課長)」に改め、同表の2の(13)のウの項及び2の(14)の項中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改め、同表の3の(3)のイの項及び3の(4)のイの項中「、教育企画監」を削り、同表の3の(21)の項を同表の3の(22)の項とし、同表の3の(20)の項を同表の3の(21)の項とし、同表の3の(19)の項を同表の3の(20)の項とし、同表の3の(18)の項を同表の3の(19)の項とし、同表の3の(17)の項を同表の3の(18)の項とし、同表の3の(16)の項を同表の3の(17)の項とし、同表の3の(15)の項を同表の3の(16)の項とし、同表の3の(14)の項を同表の3の(15)の項とし、同表の3の(13)の項を同表の3の(14)の項とし、同表の3の(12)の項を同表の3の(13)の項とし、同表の3の(11)の項を同表の3の(12)の項とし、同表の3の(10)の項を同表の3の(11)の項とし、同表の3の(9)の項を同表の3の(10)の項とし、同表の3の(8)のイの項中「、教育企画監」を削り、同表の3の(8)の項を同表の3の(9)の項とし、同表の3の(7)のイの項中「、教育企画監」を削り、同表の3の(7)の項を同表の3の(8)の項とし、同表の3の(6)のイの項中「、教育企画監」を削り、同表の3の(6)の項を同表の3の(7)の項とし、同表の3の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 時間 外勤 務代 休時 間の 指定 及び 実績 確認 に関 する こ と。	ア 副参事及び 課長補佐等に 係るもの				○		
	イ 所属職員に 係るもの				○		

別表の6の(1)のイの項中「健康福祉部長」を「地域福祉部長」に、「健康福祉部福祉指導課長」を「地域福祉部福祉指導課長」に改め、同表の7の項中「補助金(」を「補助金等(」に改め、同表の7の(1)の項中「補助金の受入れ」を「補助金等の受入れ」に改め、同表の7の(1)のイの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(1)のキの項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の7の(1)のクの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(2)の項から7の(4)の項までの規

定中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(5)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の7の(6)の項から7の(8)の項までを次のように改める。

(6) 補助金等の交付要綱の制定に関すること。	○						高知県補助金等交付規則(昭和43年高知規則第7号)第2条第1項各号のいずれかに該当するもの及び別に指定するものに係るものについては、財政課長に合議する。
(7) 補助金等の交付要綱の改廃に関すること。	○						〃 ※
(8) 補助事業等に起因して得た財産の処分の承認に関すること。		○					〃 ※

別表の7の(9)の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(10)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の9の(1)の項を次のように改める。

(1) 工事	ア 1件の工事 請負対象金額	○					工事の 施行決
--------	-------------------	---	--	--	--	--	------------

の施行決定及び予定価格の決定に関すること。	が5億円以上のもの					定については、財政課長に合議する。高知県財産規則第16条第1号に掲げる公有財産の取得に該当するものについては、11に定めるところにより合議する。この場合において「評価額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。					の施行決定については、財政課長に合議する。 ※ 高知県財産規則第16条第1号に掲げる公有財産の取得に該当するものについては、11に定めるところにより合議する。この場合において「評価額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。						のものは、				係る建設工事の施行決定については、財政課長に合議する。 ※ 高知県財産規則第16条第1号に掲げる公有財産の取得に該当するものについては、11に定めるところにより合議する。この場合において「評価額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。
	イ 1件の工事請負対象金額が2億円以上5億円未満のもの	○				庁舎等の施設整備に係る建設工事					ウ 1件の工事請負対象金額が2億円未満	○				庁舎等の施設整備に					別表の9の(3)の項を次のように改める。

第2条第1項第10号中「並びに」を「並びに時間外勤務代休時間及び」に改め、同項第15号中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改め、同項第30号を同項第31号とし、同項第29号の次に次の1号を加える。

(30) 被服の貸与及び管理に関すること。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。